

建築物省エネルギー消費性能 適合性判定業務手数料（改訂）

判定対象建築物の用途

■表1. 工場・倉庫等 以外

（単位：円 消費税別）

延べ面積（㎡）	標準入力法 （主要室入力法）	モデル建物法
2,000未満	210,000	n × 130,000
2,000超～3,000未満	250,000	n × 150,000
3,000超～5,000未満	300,000	n × 180,000
5,000超～8,000未満	370,000	n × 220,000
8,000超～10,000未満	430,000	n × 260,000
10,000超～20,000未満	500,000	n × 300,000
20,000超～50,000未満	580,000	n × 350,000
50,000超	相 談	相 談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗する。（工場モデルを除く）

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

■表2. 工場・倉庫等

（工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの）

（単位：円 消費税別）

延べ面積（㎡）	標準入力法 （主要室入力法）	モデル建物法
2,000未満	80,000	n × 50,000
2,000超～3,000未満	130,000	n × 80,000
3,000超～5,000未満	180,000	n × 110,000
5,000超～8,000未満	220,000	n × 130,000
8,000超～10,000未満	250,000	n × 150,000
10,000超～20,000未満	300,000	n × 180,000
20,000超～50,000未満	400,000	n × 250,000
50,000超	相 談	相 談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗する。

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

特記事項

※建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合の手数料は、一律30,000円（税別）とする。

- ① 延べ面積算定方法は建築基準法の規定による。
- ② 1件の確認申請において、適合性判定対象対象建築物が複数棟ある場合は、棟毎の手数料の合計とする。
- ③ 非住宅部分と住宅部分からなる複合建築物の場合は、非住宅部分の面積により手数料を算定する。
- ④ 300㎡以上の住宅部分を含む場合の手数料は表1、表2に定める料金に10,000円（税別）を加算する。
- ⑤ 増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積を基に手数料を算定する。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を適用した場合は、増改築部分の非住宅部分の面積を基に手数料を算定する。
- ⑥ 計画変更の手数料は、変更の程度により、当初の判定手数料の1/2を下限として個別に算定する。
- ⑦ 軽微変更該当証明申請の手数料は、当初の判定手数料の1/2とする。
- ⑧ 建築確認申請が他機関の場合は、表1、表2に定める手数料の20%増とする。
- ⑨ 表1、表2以外に定める評価方法以外による場合は、別途見積りとする。